

平成14年1月15日

内閣総理大臣

小泉 純一郎 殿

不動信用組合

金融整理管財人 敦賀 彰一

金融整理管財人 小林 一成



金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第13条に基づく報告書（補遺）の提出について

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づき、別紙
のとおり「報告書（補遺）」を提出いたします。

I はじめに

不動産信用組合は、平成12年10月6日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下、「金融再生法」という。）第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し、「不動産信用組合の業務及び財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。

これを受けて平成12年10月6日、金融再生委員会より、金融再生法第8条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、不動産信用組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融再生委員会（平成13年1月以降は内閣総理大臣）に報告しなければならないと定められていましたので、直ちに調査活動を開始し、平成13年2月6日に内閣総理大臣に対し、報告書を提出いたしました。

なお、本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法18条に基づき行った不動産信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、不動産信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人2名に新たに弁護士1人を加えて「18条委員会（経営責任調査委員会）」を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

不動産信用組合の破綻直前まで約10年間在任した元理事長は、平成12年5月に死亡しているので、金融整理管財人は、その他の理事に関し、業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、会計帳簿を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってきましたが、現在までそうした事案を発見するにいたっておりません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

金融整理管財人は、大口の実質破綻先及び破綻先に対する不良債権について、理事会議事録、融資関係の稟議書、その他稟議添付資料、諸帳簿等を1件ずつ精査し、融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から、総合的に行い判断しました。また、役員または親族企業への融資についてまで網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討をしました。

2 調査結果

(1) 不動産信用組合の融資案件については、従来、常勤理事による毎週2回の審査会に付議して、その判断、決裁に委ねられているものの、元理事長持込の大口融資案件については、審査会の審査機能は実質的に機能しておりませんでした。これらの大口の融資に際しては、総じて債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の調査等、事前に確認すべき事項の調査を怠っている案件もあり、保全面においても担保評価が甘く、多額の保全不足が発生しているものも見受けられます。また、これらの融資先の中には、短期間で多額の融資を実行し、ほとんど回収できないまま不良債権化した案件や、大口信用供与限度を超過する融資先も見受けられております。

(2) 更に回収手続についても、これら案件の中には債務者の申出どおり安易に条件変更に応じているものも、少なからず見受けられます。

3 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により、中小企業等協同組合法第38条の2に基づく損害賠償責任について調査を行ってきたところですが、民事提訴を行うためには、今後、更に責任の所在について具体的に詰めていく必要があると考えます。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任を問いうる案件は発見されたものの、提訴までには更に調査を行う必要がありますので、今後、株式会社整理回収機構において責任追及が行いえるよう、従前の調査資料を同社に引き継いだ上、前記死亡した元理事長の

相続人らを含めた不動信用組合の旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします予定です。

以 上